

## 調査計画

### 1 調査の名称 (■特定一般統計調査 □その他の一般統計調査)

就労条件総合調査

### 2 調査の目的

主要産業における企業の労働時間制度、賃金制度等について総合的に調査し、我が国の民間企業における就労条件の現状を明らかにすることを目的とする。

### 3 調査対象の範囲

#### (1) 地域的範囲 (■全国 □その他)

#### (2) 属性的範囲 (□個人 □世帯 □事業所 ■企業・法人・団体 □地方公共団体 □その他)

日本標準産業分類の大分類のうち、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」(その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。)、 「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。)に属し、常用労働者が30人以上である民営企業(医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む)。

### 4 報告を求める個人又は法人その他の団体

#### (1) 報告者数

約 6,400企業(母集団の大きさ 約195,700企業)

#### (2) 選定の方法 (□全数 ■無作為抽出(■全数階層あり) □有意抽出)

利用可能な最新の事業所母集団データベースによる名簿を抽出名簿とした産業・企業規模別の層化一段無作為抽出(ただし、毎年次調査時において、廃止や規模縮小により対象外となった企業分の追加抽出については、その後の最新の年次フレームによる名簿を抽出名簿とした産業・企業規模別の層化一段無作為抽出)

なお、一部の規模・産業について、当該階層の企業数が少ない場合に精度を確保するため全数を調査する場合がある。

詳細は別添1「就労条件総合調査の標本設計」を参照

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項 (パートタイム労働者を除く常用労働者のうち、期間を定めずに雇われている労働者を対象とする制度等)

① 企業の属性に関する事項

- ア 企業の名称
- イ 本社の所在地
- ウ 企業の主な生産品の名称又は事業の内容
- エ 企業全体の全常用労働者数
- オ 労働組合の有無
- カ 期間を定めずに雇われている労働者数
- キ 法人番号

② 労働時間制度に関する事項

- ア 所定労働時間
- イ 労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者の人数
- ウ 週休制
- エ 年間休日総数
- オ 年次有給休暇
- カ 特別休暇制度
- キ 変形労働時間制
- ク みなし労働時間制
- ケ 勤務間インターバル制度

③ 賃金制度に関する事項

- ア 時間外労働の割増賃金率

④ 資産形成に関する事項

- ア 貯蓄制度
- イ 持家援助制度

[集計しない事項の有無] 無 有

法人番号は、事業所母集団データベースに登録し、同データベースを充実させるために用いるものであり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

毎年1月1日現在（一部の項目については、基準日の前年1月から12月までの1年間又は基準日から直近の前会計年度）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

厚生労働省 — 民間事業者 — 報告者

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（政府統計共同利用システム ■独自のシステム 電子メール）  
調査員調査 その他（ ）

[調査方法の概要]

本調査については、郵送調査及びオンライン調査の併用により、民間事業者から報告者に調査票を配布・回収する方法で行う。

オンライン調査については、民間事業者が用意した専用の調査サイトに、郵送されたIDとパスワードを入力し、ウェブ上（HTML電子調査票）で回答する。

民間事業者は、調査票の配布・回収に併せて、督促及び疑義照会も行う。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 ■1年 2年 3年 5年 不定期 その他（ ）

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年12月上旬～1月下旬。ただし、廃止や規模縮小により対象外となった企業の代替分の調査については、3月上旬までとする。

8 集計事項

別添2「就労条件総合調査 集計事項」を参照

## 9 調査結果の公表の方法及び期日

- (1) 公表・非公表の別 ( 全部公表 一部非公表 全部非公表 )
- (2) 公表の方法 ( e-Stat インターネット (e-Stat 以外) 印刷物 閲覧 )
- (3) 公表の期日

調査実施年の10月までに、調査結果の一部を「概況」として、e-Stat及び厚生労働省ホームページに掲載する。その後、調査実施翌年の1月までに、全ての調査結果をe-Statに掲載する(厚生労働省ホームページには、e-Statへのリンクを設定する。)

調査結果の一部を掲載した報告書(印刷物)は調査実施翌年の2月までに刊行する。

## 10 使用する統計基準

- 使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ( )
- 使用しない

調査対象の範囲の画定及び集計結果の産業別表章においては、日本標準産業分類を使用する。なお、産業別表章に当たっては、基本的に同分類の大分類を利用する(一部の中分類について、それらが含まれる大分類(製造業及び卸売業、小売業)の内訳として、複数の中分類を合わせた形で表章を行う)。

## 11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

- (1) 調査票情報の保存期間

記入済み調査票：1年

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：常用

- (2) 保存責任者

記入済み調査票：厚生労働省賃金福祉統計官

調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：厚生労働省政策統括官付参事官(企画調整担当)

厚生労働省政策統括官付  
参事官（企画調整担当）付  
賃金福祉統計室

## 就労条件総合調査の標本設計

### 1 母集団について

- 調査の範囲  
日本標準産業分類の大分類のうち、全国の「鉱業,採石業,砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業,郵便業」、「卸売業,小売業」、「金融業,保険業」、「不動産業,物品賃貸業」、「学術研究,専門・技術サービス業」、「宿泊業,飲食サービス業」、「生活関連サービス業,娯楽業」（その他の生活関連サービス業のうち、家事サービス業を除く。）、「教育,学習支援業」、「医療,福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）に属し、常用労働者が30人以上である民間企業（医療法人、社会福祉法人、各種協同組合等の会社組織以外の法人を含む）。
- サンプルフレーム  
利用可能な最新の事業所母集団データベースにおける事業所名簿のうち、企業等の本社等・単独事業所に該当する事業所（以下「企業」という。）。

### 2 標本設計について

- 抽出方法  
抽出は、企業を抽出単位とする層化無作為抽出により行う。
- 層化基準  
層化は、産業（日本標準産業分類の大分類をベースとし、製造業及び卸売業、小売業は中分類をとりまとめた分類）、企業規模別（企業規模5000人以上、1000～4999人、300～999人、100～299人、30～99人の5区分）に行う。
- 目標精度及び標本企業数  
特定の属性を持つ企業の割合について、その割合の値にかかわらず、産業計・企業規模計で標準誤差が原則1.5%以内となるよう、以下のとおり、標本企業数を決定する。

$$\begin{aligned}\sqrt{V(\bar{p})} &= \sqrt{V\left(\sum_h \frac{N_h}{N} \bar{p}_h\right)} \\ &= \sqrt{\sum_h \left(\frac{N_h}{N}\right)^2 V(\bar{p}_h)}\end{aligned}$$

$$= \sqrt{\sum_h \left(\frac{N_h}{N}\right)^2 \cdot \frac{N_h - n_h}{N_h - 1} \cdot \frac{p_h(1 - p_h)}{n_h}}$$

$$\leq \sqrt{\sum_h \left(\frac{N_h}{N}\right)^2 \cdot \frac{N_h - n_h}{4(N_h - 1)n_h}}$$

であることから、

$$\sqrt{\sum_h \left(\frac{N_h}{N}\right)^2 \cdot \frac{N_h - n_h}{4(N_h - 1)n_h}} \leq 0.015 \quad \text{---(1)}$$

を満たすようにする。

その際には、産業別及び企業規模別の結果も広く活用されることを想定し、産業別企業規模別の標準誤差を一定に保つ観点から、各層（悉皆層を除く、後述）において、層によらずに原則 7.5%以内となるよう、以下の (2) が成立するように標本企業数を決定する。

$$\sqrt{V(\bar{p}_h)} \leq \sqrt{\frac{N_h - n_h}{4(N_h - 1)n_h}} \leq 0.075 \quad \text{---(2)}$$

上記の標本設計においては、直近数年分における実績の産業別回収率を参考に、機械的に実績回収率分の回収が行われたと仮定して行う。このため、層に属する母集団全体を抽出するようにしても（このような層を悉皆層という。）、(2) を満たさない層が存在しうが、この層は悉皆層として、全体として (1) を満たすようにする。

$V(*)$  : \*の標本の取り方全てにわたる分散

$\bar{p}$  : 標本において特定の属性を持つ企業の割合（産業計・企業規模計）

$h$  : 層を表す添字

$N_h$  : 層 $h$ の母集団企業数

$N$  : 母集団企業数

$\bar{p}_h$  : 標本の層 $h$ において特定の属性を持つ企業の割合

$p_h$  : 母集団の層 $h$ において特定の属性を持つ企業の割合

$n_h$  : 層 $h$ の標本企業数

### 3 標本の交替について

調査を行う都度、報告者を選定し直す。

### 4 母集団推計を行う場合の推計方法

産業、企業規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出している。

## 就労条件総合調査 集計事項

## 【労働時間制度】

## (所定労働時間)

第1表※1 産業・企業規模、主な1日の所定労働時間階級別企業割合及び1企業平均1日の所定労働時間並びに1企業平均週所定労働時間

## (週休制)

第2表※1、2 企業規模、産業、主な週休制の形態別企業割合

第3表※2 企業規模、産業、週休制の形態別企業割合

第4表※1、2 企業規模、産業、週休制の形態別適用労働者割合

## (労働時間の定めのない者)

第5表※2 企業規模、産業別労働時間の定めのない監督又は管理の地位にある者がいる企業割合及び労働者割合

## (年間休日総数)

第6表※1 産業・企業規模、年間休日総数階級別企業割合及び1企業平均年間休日総数

第7表※1 産業・企業規模、年間休日総数階級別適用労働者割合及び労働者1人平均年間休日総数

## (年次有給休暇)

第8表※1、2 性、企業規模、産業別労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率

第9表※1、2 性、企業規模、産業、年次有給休暇の計画的付与制度の有無別労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率

第10表※2 性、労働組合の有無、産業・企業規模、主な週休制の形態別労働者1人平均年次有給休暇の付与日数、取得日数及び取得率

第11表※2 企業規模、産業、年次有給休暇の計画的付与制度の有無、計画的付与日数階級別企業割合及び1企業平均年次有給休暇の計画的付与日数

第12表※2 企業規模、産業、年次有給休暇の時間単位取得制度の有無、時間単位取得日数階級別企業割合及び1企業平均年次有給休暇の時間単位取得日数

## (特別休暇制度)

第13表※1 産業・企業規模、特別休暇制度の有無、特別休暇制度の種類別企業割合

第14表 産業・企業規模、特別休暇制度がある企業の賃金の支給状況別企業割合

第15表 産業・企業規模、特別休暇制度の種類、令和5年1年間の利用の有無別企業割合

## (変形労働時間制)

第16表※1 産業・企業規模、変形労働時間制の有無、変形労働時間制の種類別企業割合

第17表※1 産業・企業規模、変形労働時間制の適用の有無、変形労働時間制の種類別適用労働者割合

**(みなし労働時間制)**

第18表※1 産業・企業規模、みなし労働時間制の有無、みなし労働時間制の種類別企業割合

第19表※1 産業・企業規模、みなし労働時間制の適用の有無、みなし労働時間制の種類別適用労働者割合

第20表 産業・企業規模、専門業務型裁量労働制の適用業務別企業割合

**(勤務間インターバル制度)**

第21表 産業・企業規模、終業時刻から始業時刻までの間隔が11時間以上空いている労働者の状況別企業割合

第22表※1 産業・企業規模、勤務間インターバル制度の導入状況別企業割合及び勤務間インターバル制度を導入している企業における平均勤務間隔時間

第23表※1 産業・企業規模、勤務間インターバル制度を導入していない理由別企業割合

**【賃金制度】**

**(時間外労働の割増賃金率)**

第24表※1 中小企業該当有無、産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率の定め有無、時間外労働の割増賃金率の定め方別企業割合

第25表※1 産業・企業規模、時間外労働の割増賃金率階級別企業割合及び平均割増賃金率

第26表 産業・企業規模、特別条項付き時間外労働協定の有無別企業割合、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率階級別企業割合及び平均割増賃金率

第27表※1 中小企業該当有無、産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金率の定め有無別企業割合、割増賃金率階級別企業割合及び平均割増賃金率

第28表 産業・企業規模、1か月60時間を超える時間外労働に係る代替休暇の有無別企業割合及び平均代替休暇取得労働者数（中小企業に該当しない企業）

第29表 産業・企業規模、休日労働の割増賃金率の定め有無、割増賃金率階級別企業割合及び平均割増賃金率

第30表 産業・企業規模、深夜労働の割増賃金率の定め有無、割増賃金率階級別企業割合及び平均割増賃金率

**【資産形成に関する援助制度】**

**(貯蓄制度)**

第31表※1 産業・企業規模、貯蓄制度の有無、貯蓄制度の種類別企業割合

第32表 産業・企業規模、財産形成貯蓄制度の種類別1企業平均契約金融機関数、1企業平均契約労働者数及び契約労働者割合

**(持家援助制度)**

第33表※1 産業・企業規模、住宅資金融資制度の有無、住宅資金融資制度の種類別企業割合、1企業平均最高融資限度額、1企業平均最長返済期間及び社内融資制度の1企業平均融資年利率

第34表 産業・企業規模、社内融資制度以外の住宅資金融資制度の種類別制度のある企業割合、利子補給制度のある企業割合、1企業平均利子補給年利率及び利子

補給後の年利率

- ※1 調査結果の概況に掲載予定の統計表。ただし、調査結果の概況には、これ以外の統計表を用いることもある。
- ※2 報告書にはこの中の一部に掲載する。